

( 案 )

川崎市教育委員会告示 号

川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）第6条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり川崎市重要史跡の指定解除を行ったので、同条例第7条の規定に基づき告示する。

平成27年 月 日

川崎市教育委員会  
委員長 峪 正人

種 別	名 称	員 数	年 代	所有者	所 在 地
川 崎 市 重要史跡	千年伊勢山 台官衙遺跡	1,652.37 m <sup>2</sup>	奈良・ 平安時代	国・川崎市	高津区千年字伊勢山台 4 2 3 番 1 ほか8筆

## 「<sup>ちとせいせやまだいかんがいせき</sup>千年伊勢山台官衙遺跡」の市指定解除について

<sup>たちばなかんがいせきぐん</sup>橘樹官衙遺跡群の国史跡指定に伴う、千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡の指定解除手続きの流れ

### ①指定解除を行う理由

●市重要史跡に指定されている千年伊勢山台官衙遺跡が、周辺の遺跡や影向寺遺跡を含め、新たに橘樹官衙遺跡群として国史跡に指定されたことに伴い、国史跡と重複する千年伊勢山台官衙遺跡について、川崎市文化財保護条例第6条第1項第4号に基づき、市重要史跡の指定解除を行う。

※【川崎市文化財保護条例 第6条】

「教育委員会は、指定の文化財が次の各号の一に該当する場合は、その所有者又は保持者に対して指定又は認定の解除をすることができる。

(1)～(3) 略

(4) 文化財が国又は県の文化財として指定を受けたとき。

(5) 略

」

### ②教育委員会より川崎市文化財審議会への諮問

●千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡指定解除について、平成27年5月29日開催の教育委員会定例会で御審議のうえ、川崎市文化財審議会へ諮問をいただいた。【4ページ 諮問書】

### ③川崎市文化財審議会より教育委員会への答申

●川崎市文化財保護条例第3条第2項に基づき、教育委員会の諮問を受け、平成27年6月15日開催の川崎市文化財審議会において千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡指定解除の協議を行い、審議会長より教育委員会あて答申があった。【5ページ 答申書】

※【川崎市文化財保護条例 第3条第2項】

「審議会は、文化財の指定又はその保持者の認定及びに指定又は認定の解除、現状の変更やその他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応じる。」

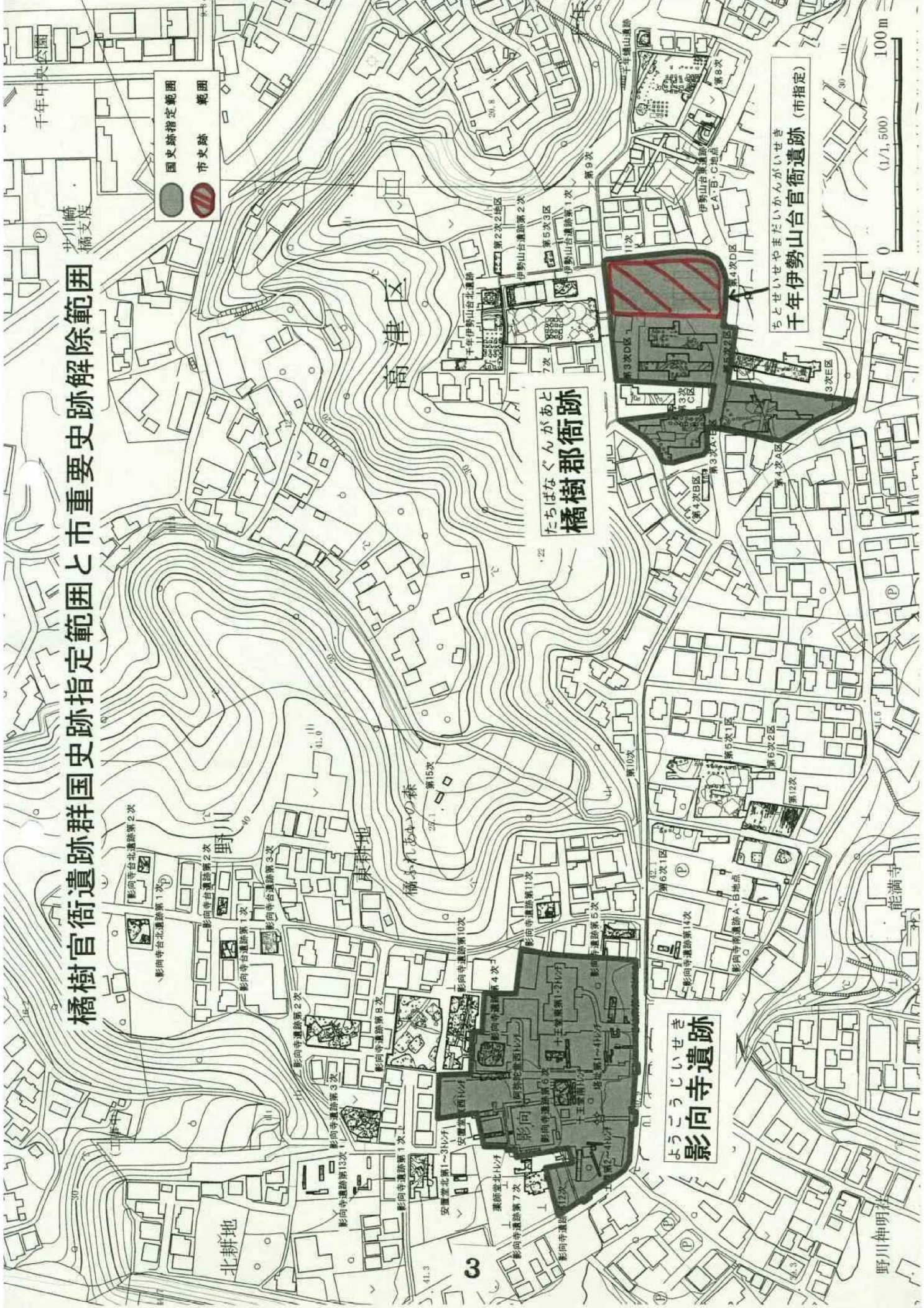
### ④教育委員会による指定解除の決定、告示

●川崎市文化財審議会の答申を受け、川崎市文化財保護条例第6条に基づき、教育委員会において指定解除を決定するとともに、同条例第7条に基づき、川崎市公報に告示を行う。【1ページ 告示文（議案書案）】

※【川崎市文化財保護条例 第7条】

「教育委員会は、第2条の規定による指定、認定又は前条の規定による解除をしたときは、その旨を告示するとともに所有者又は保持者に通知しなければならない。」

# 橋樹官衙遺跡群国史跡指定範囲と市重要史跡解除範囲



国史跡指定範囲  
 市重要史跡解除範囲

たちばなぐんがあと  
**橋樹郡衙跡**

ようこうじいせき  
**影向寺遺跡**

ちとせいせやまだいかんがいせき  
**千年伊勢山台官衙遺跡 (市指定)**

0 100m  
 (1/1,500)

野川神明

能満寺

伊勢山台遺跡第8次

伊勢山台遺跡第7次

伊勢山台遺跡第6次

伊勢山台遺跡第5次

第3次E区

第3次D区

第3次C区

第3次B区

第3次A区

第6次1区

第6次2区

第6次3区

第6次4区

第6次5区

第6次6区

第6次7区

第6次8区

第6次9区

第6次10区

第6次11区

第6次12区

第6次13区

第6次14区

第6次15区

第10次

第11次

第12次

第13次

第14次

第15次

第4次A区

第4次B区

第4次C区

第4次D区

第4次E区

第4次F区

第4次G区

第4次H区

第4次I区

第4次J区

第4次K区

第4次L区

第4次M区

第4次N区

第4次O区

第2次2地区

第2次3地区

第2次4地区

第2次5地区

第2次6地区

第2次7地区

第2次8地区

第2次9地区

第2次10地区

第2次11地区

第2次12地区

第2次13地区

第2次14地区

第2次15地区

第1次1区

第1次2区

第1次3区

第1次4区

第1次5区

第1次6区

第1次7区

第1次8区

第1次9区

第1次10区

第1次11区

第1次12区

第1次13区

第1次14区

第1次15区

第1次16区

第1次17区

第1次18区

第1次19区

第1次20区

第1次21区

第1次22区

第1次23区

第1次24区

第1次25区

第1次26区

第1次27区

第1次28区

第1次29区

第1次30区

第1次31区

第1次32区

第1次33区

第1次34区

第1次35区

第1次36区

第1次37区

第1次38区

第1次39区

第1次40区

第1次41区

第1次42区

第1次43区

第1次44区

第1次45区

第1次46区

第1次47区

第1次48区

第1次49区

第1次50区

第1次51区

第1次52区

第1次53区

第1次54区

第1次55区

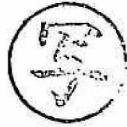
第1次56区

第1次57区

第1次58区

第1次59区

第1次60区



27川教文第436号  
平成27年6月9日

川崎市文化財審議会  
会長 久保田 昌希 様

川崎市教育委員会  
委員長 峪 正



「千年伊勢山台官衙遺跡」の市指定解除について（諮問）

このことについて、川崎市重要史跡に指定されている「千年伊勢山台官衙遺跡」を含む橘樹官衙遺跡群が、平成27年3月10日付で国史跡に指定されましたので、川崎市文化財保護条例第6条第1項第4号の規定に基づく川崎市重要史跡の指定の解除について、川崎市文化財審議会において御審議くださいますよう、川崎市文化財保護条例第3条第2項に基づき、諮問いたします。

川崎市重要史跡 指定解除候補（平成20年4月22日指定）

名 称	員 数	年 代	所 有 者	所 在 地
千年伊勢山台官衙遺跡	1,652.37 m <sup>2</sup>	奈良・平安時代	国・川崎市	高津区千年字伊勢山台 423番1ほか8筆



平成27年6月15日

川崎市教育委員会  
委員長 峪 正人 様

川崎市文化財審議会

会長 久保田昌希

「千年伊勢山台官衙遺跡」の市指定解除について（答申）

平成27年6月9日付の27川教文第436号により諮問のありました標記の件について、平成27年6月15日開催の川崎市文化財審議会において慎重に審議した結果について、次のとおり答申いたします。

1. 以下の文化財について、川崎市重要史跡の指定を解除する

名 称	員 数	年 代	所有者	所 在 地
千年伊勢山台官衙遺跡	1,652.37 m <sup>2</sup>	奈良・平安時代	国・川崎市	高津区千年字伊勢山台 423番1ほか8筆

(平成20年4月22日指定)

2. 指定解除理由

川崎市文化財保護条例第6条(4)「文化財が国又は県の文化財として指定をうけたとき」に該当するため。